

温かい応援、ありがとうございます 標茶町ふるさと納税

令和2年度実績報告

■標茶町のふるさと納税について

本町では、平成30年度から受け付けを開始し、毎年多くの方からの寄付をいただいています。昨年の10月からは、寄付受け付けサイトを増やし、いろいろなサイトで寄付できるような仕組みを作っています。

令和2年度は全国から

寄付件数 7,097件
寄付額 1億1,355万円

の寄付をいただきました。本町ではまちづくりに活用させていただくための基金を創設し、寄付額のおよそ5割を積み立てしています。皆さんの「ふるさと標茶」を思う温かいお気持ちに心より感謝申し上げます。

ふるさと納税制度とは…

生まれ育った故郷や、応援したい好きな自治体へ寄付をする仕組みのことです。
寄付をする際に、寄付金の使途を指定することができます。さらに、寄付した自治体から地域の特産物などが返礼品としてもらえ、所得税・住民税から一定の控除を受けられる制度です。

■いただいた寄付について

寄付者は各項目の中から使途を指定することができます。
令和2年度の寄付金は下記の事業に活用させていただきました。

●「馬と暮らせる町…標茶」事業のため

「馬」を核とした標茶町の魅力発信、引退した乗用馬の受け入れ事業など

●子どもたちの教育環境の充実のため

児童・生徒の通学支援、特別支援教育の体制づくりなど

●貴重な自然や遺産を守るため

不法投棄や有害鳥獣から貴重な動植物を守るための保護活動など

●将来を担う次世代の育成

子育て応援事業、大学生までの医療費助成事業など

●関係人口や交流人口の拡大

関係人口増加のための広報活動、スポーツ・文化等の合宿誘致事業など

●基幹産業の発展

農業後継者・新規就農者の育成事業など

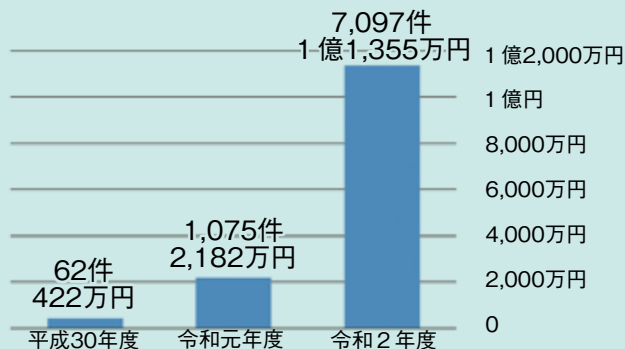
●安全安心な暮らしのため

災害に備えるための防災備蓄品の購入、町内各地区の消火栓改修など

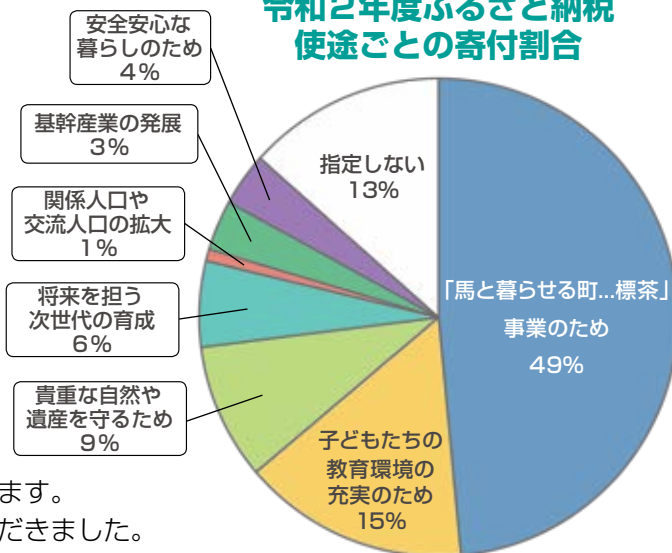
●指定しない

移住・定住促進事業、ふるさと給食事業、ブックスタート事業など

令和2年度ふるさと納税 寄付件数と寄付額



令和2年度ふるさと納税 使途ごとの寄付割合



返礼品として登録しませんか？

標茶町ふるさと納税認定事業者の募集

本町では、ふるさと納税として寄付された方へ、お礼として特産品やアクティビティなどの返礼品を贈呈しています。さらなる町のPRのため、魅力的な特産品の提供に協力いただける町内事業者を募集しています。

昨年度はふるさと納税を通して、全国からたくさんの方の支援をいただきました。なお、寄付者の約7割は関東・関西圏からの申し込みであり、本町の魅力ある商品を全国にPRできるツールとしても活用いただけますので、興味のある事業者の方はお気軽にご相談ください。

～登録方法～

■受付期間／随時

■応募要件／次の要件を全て満たすこと

- ・町内に本店・支店・事業拠点などを有している
- ・町税の滞納がない
- ・標茶町暴力団排除条例に規定する暴力団ではない

■返礼品の要件／いずれかに該当すること

- ・町内で主に製造・加工されている商品など
- ・町内事業者が提供するサービス

問い合わせ／役場企画財政課企画調整係（2階⑰番窓口☎内線222）

健全化判断比率および資金不足比率の公表について

平成19年6月に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、都道府県・市町村・特別区は、毎年度、決算に基づき健全化判断比率の算定を行っています。また、地方公営企業を経営する地方公共団体の長は、同様に資金不足比率を算定します。これらの比率は、監査委員の審査を受けた上で、その意見を付けて議会へ報告し、町民の皆さんに公表しています。

令和2年度決算に基づく、本町の健全化判断比率および公営企業における資金不足比率は、次のとおりです。

健全化判断比率

区 分	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	－％（注1）	14.49％	20.0％
連結実質赤字比率	－％（注1）	19.49％	30.0％
実 質 公 債 費 比 率	8.7％	25.00％	35.0％
将 来 負 担 比 率	27.7％	350.00％	

資金不足比率

会 計 名	比 率	経営健全化基準	財政再生基準
病 院 事 業 会 計	－％（注2）	20.0％	
上 水 道 事 業 会 計	－％（注2）		
下水道事業特別会計	－％（注2）		
簡易水道事業特別会計	－％（注2）		

（注1）赤字が発生していないため「－」と表示しています。

（注2）資金不足が発生していないため「－」と表示しています。

冬の交通安全運動 11月13日(土)～22日(月)



年末を控え忙しくなるこの時期、運転する機会が大変多くなります。夏道から冬道へと路面も変わり滑りやすくなります。

早めに冬タイヤへの交換を済ませ、路面状況に合った運転を心掛けてください。また歩行者は夜光反射材などを利用し、事故に遭わないようにしましょう。

- ・高齢歩行者の保護
- ・飲酒運転の根絶
- ・スリップ事故の防止



お済みですか？ 消費税の届け出！

新たに課税事業者になる方

新たに消費税の申告・納付が必要な「課税事業者」となる個人事業者の方は「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を釧路税務署に提出してください。

令和4年分において課税事業者となる方

次のいずれかに該当する場合は、令和4年分課税事業者となります。

①令和2年分の課税売上高が1,000万円を超えている方

②特定期間（令和3年1月1日～6月30日）の課税売上高が1,000万円を超えている方

※②に該当する方は「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を釧路税務署に提出してください。

簡易課税制度の適用を受ける方

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。令和4年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、**令和3年12月31日までに**「消費税簡易課税制度選択届出書」を釧路税務署に提出してください。

※軽減税率制度の実施に伴い、令和元年10月1日～令和5年9月30日の課税期間において、課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分して合計することが、困難な事情がある事業者の方がこの届け出を提出した時は、経過措置として、届出書を提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

簡易課税制度とは

課税期間における「課税売上げに係る消費税額」に、事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を「課税仕入れ等に係る消費税額」と見なして、納付する消費税額を計算する制度です。なお、簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。選択をやめる場合には、やめようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を釧路税務署に提出する必要があります。

- ・課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。
- ・簡易課税制度の適用を受けず一般課税で申告される方が「仕入税額控除」の適用を受ける場合は、区分整理（取り引きなどを税率ごとに区分して記帳するなどの経理）に対応した帳簿・請求書などの保存が必要です。
- ・課税売上高が5,000万円以下の事業者の方で、区分経理を行うことが困難な場合は、経過措置として売上税額や仕入税額の計算の特例が設けられています。

※届出書や帳簿の記載方法などについて、詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。電話で相談する場合は、釧路税務署へ電話し、自動音声に従って番号「1」番を選択すると、電話相談センターにつながります。

※「消費税課税事業者届出書」「消費税簡易課税制度選択届出書」などの各種届出書はe-Taxでも提出できます。e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）でご確認ください。

■問い合わせ／釧路税務署（☎0154-31-5100）

「税を考える週間」

くらしを支える税

税務署では、毎年11月11～17日を「税を考える週間」と定め、各種広報・広聴活動を行っています。今年も「くらしを支える税」をテーマとして、税の役割や国税庁の取り組みについて紹介します。

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）
YouTube「国税庁動画チャンネル」

■問い合わせ／釧路税務署（☎0154-31-5100）

個人住民税の特別徴収推進宣言

北海道と道内全市町村は「個人住民税の特別徴収推進宣言」を採択し、特別徴収の徹底に取り組んでいます。

地方税法において、所得税の源泉徴収義務のある事業者は、個人住民税についても所得税と同様に給与から差し引き、従業員に代わって納税することとされています。

事業者の皆さまにおかれましては、引き続きご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線154）

**新型コロナウイルス感染症対策のため
国税庁ホームページを利用した
確定申告をお願いします**

国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)を利用して、スマートフォンやタブレットから給与収入や年金収入、副業などの雑所得の所得税の申告書を作成することができます。パソコンを利用すると所得税のほか、消費税・贈与税の申告書も作成できます。

確定申告期間中は24時間いつでも利用可能です。また、税務署や役場に申告相談へ行く必要がなくなります。



国税庁のホームページでは、画面の案内に従って金額などを入力すると、税額などが自動計算され、申告書などを作成することができます。作成した申告書をe-Tax送信(「マイナンバーカード方式」「ID・パスワード方式※」)することで、書類の郵送も不要になります。

申告会場の混雑回避など、新型コロナウイルス感染症対策のため、ご協力をお願いします。

※「ID・パスワード方式」は事前に税務署で発行手続きが必要です。

■問い合わせ／e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (☎0570-01-5901)

11月中旬から 「印鑑登録証」を送付します

本町ですでに印鑑登録をされている方へ「印鑑登録証」(カード)を簡易書留で送付します。簡易書留で受け取れなかった場合、下記係での受け取り(本人確認書類が必要)になりますのでご注意ください。



12月1日(木)からは、印鑑登録証の提示が無いと印鑑登録証明書を受け取ることができませんので、交付申請の際は印鑑登録証を必ずご持参ください。

■変更点など

- ・印鑑登録証明書の交付申請の際、申請書への押印が不要になります。
 - ・代理人による交付申請は、代理人へ印鑑登録証を持参させていただきます。(委任状が不要となります)
 - ・印鑑登録証を紛失した場合、再交付の手数料がかかります。
- ※印鑑登録の申請・廃止などの届け出には、これまで通り登録印鑑や委任状が必要です。

※コンビニ交付の手続きについては変更ありません。

■問い合わせ／役場住民課町民係(1階①番窓口 ☎内線121)

◆**Q**／弟子屈町はすでに若者(20代)の新型コロナウイルスワクチン接種が進められているのですが、標茶町はなぜこんなにも遅れているのでしょうか？

◆**A**／新型コロナウイルスワクチン接種は、各市町村ごとに計画し、実行することになっており、医療従事者などの接種体制や優先接種の考え方により差があります。

◆**匿名**／本町では、65歳以上の高齢者および基礎疾患を有する方、高齢者施設などの従事者を優先して行い、希望する方の接種をほぼ終了させ、次に保育園・学校・学

**まちづくり
ポスト**



童保育職員とそれに並行してその他の方を年代別に接種しています。

本町は10月末に希望者の2回接種が完了し集団接種を終了しています。11月から個別接種に変わる予定ですので、ご理解とご協力をお願いします。

新型コロナウイルス接種について、ご不明な点がございましたら、標茶町新型コロナウイルスワクチン専用回線(☎486-7383)までお問い合わせください。

【保健福祉課】

◎ お世話になった方へ ◎

年賀欠礼喪中はがき 印刷承り中

郵便はがき・私製はがき用意しております (印刷見本は店内に用意しています)

寅年 年賀 印刷承ります

○ 各種印刷 ○ カッティング文字 ○
名刺 / ハガキ / 封筒 / 法事案内 / 伝票 / 領収書
チラシ / ポスター / バンフレット / 各種シール / 看板 他

有限会社 山内商店
TEL (015) 485-2041
FAX 485-2046 標茶町富士3丁目7番地

就労継続支援B型事業所 役場庁舎内販売会 お知らせ

しべちャコスモス

日時…11月5日(金)
午後2時～3時

品目…木工製品、手芸用品、お菓子、せっけんなど

場所…役場1階ロビー

みなやんWORKS (ワークス)

日時…11月24日(水)
午後3時30分～4時

品目…そばシフォン、そばロールケーキ、そばクッキーなど

場所…役場1階ロビー

※マイバッグの持参をお願いします。
※急きよ、中止・延期となる場合があります。あらかじめご了承ください。

〇問い合わせ／役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口☎内線132）

町内には2カ所の就労継続支援B型事業所が開設されています。各事業所では創意工夫した製品の製造販売を行っています。製品のPRや通所者のやりがい、販路拡大の一助となることを目的に、町では製品の販売場所を定期提供しています。

第2期 標茶町地球温暖化防止 実行計画進行管理

本町では、町の事務事業で排出する温室効果ガス（主に二酸化炭素）の抑制を目的に「第2期標茶町地球温暖化防止実行計画（平成28年度～令和2年度）」を策定しています。

計画の対象は町有施設や公用車などで、毎年度結果を公表しています。

◎令和2年度の状況（進行管理）

（△は減）

区 分	基準年度 (平成25年度) 排出量	令和2年度実績		
		排出量	増減量	増減率
ガソリン	130 t	128 t	△2 t	△1.5%
軽油	606 t	358 t	△248 t	△40.9%
灯油	674 t	927 t	253 t	37.5%
A重油	2,122 t	1,308 t	△814 t	△38.4%
LPガス	45 t	37 t	△8 t	△17.8%
電気	2,799 t	2,549 t	△250 t	△8.9%
廃プラスチック	1,101 t	1,787 t	686 t	62.3%
廃プラスチック	14 t	52 t	38 t	271.4%
合 計	7,491 t	7,146 t	△345 t	△4.61%

※廃プラスチックは焼却量です。

第2期 実行計画の排出量削減目標

基準年度(平成25年度)
7,491 t

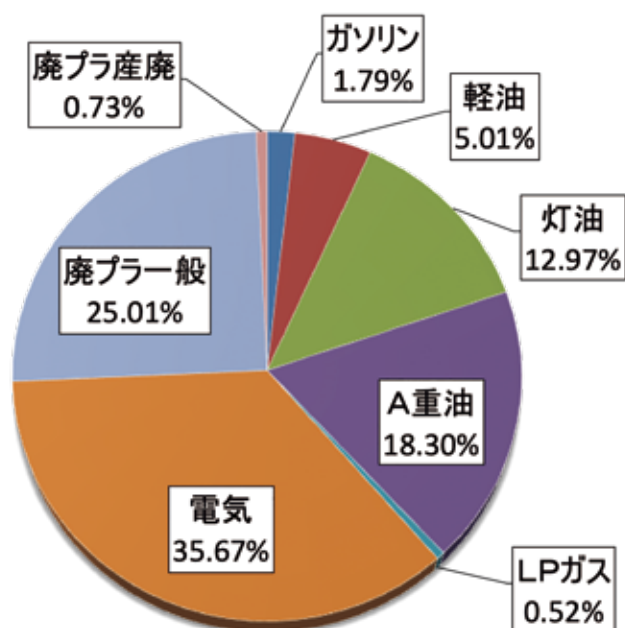


削減目標
△3.8%



目標年度(令和2年度)
7,206 t

◎令和2年度二酸化炭素排出量構成比



[結果分析]

- ・基準年の平成25年度に比べて、二酸化炭素の排出量は345 t、4.61%の減少となりました。
- ・二酸化炭素排出量減少の主な要因は軽油・A重油使用量の減少によるものです。
- ・軽油については、町有車両の計画的な入れ替え・配置により、燃料が軽油からガソリンに代わったため、二酸化炭素排出量が減少しています。今後も車種の変更や業務の見直しなどによる削減に努めます。
- ・標茶中学校の改築により、A重油を使用しなくなったため、二酸化炭素排出量が減少しています。
- ・燃やせるごみの中に混ざっている廃プラスチック類の大幅な増加により、二酸化炭素排出量が増えています。

家庭での資源ごみの分別にご協力をお願いします。

令和3年度からは「第3期標茶町地球温暖化防止 実行計画」がスタートしています。

- ・期間／令和3年度～令和7年度の5年間
- ・削減目標／基準年（平成25年度）より13.0%減（年間目標として毎年2.6%減）

排出量削減に向けて、役場全体で積極的に取り組んでいきます。皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ／役場企画財政課企画調整係（2階⑦番窓口☎内線222）

地域おこし協力隊 活動日誌

vol.38



地域おこし協力隊
小濱 愛

急ぎ足で過ぎていく標茶の秋を、今年はYouTubeの撮影などを通して感じることができました。

最近の活動としては、観光列車「くしろ湿原ノロッコ号」の乗客へおもてなしをしました。9月27～29日は3日間限定で名前を変え「夕陽ノロッコ号」が運行されました。その際、塘路駅にて塘路湖産のワカサギつくだ煮の販売をしていただきました。

10月9日には川湯温泉駅まで延長運転され、標茶駅にて長坂牧場チーズ工房、ポロニ養鶏場、JAしべちや、観光協会、標茶高校の皆さんに協力していただ



10月9日くしろ湿原ノロッコ号
川湯温泉延長 標茶高校生の皆さんと



Instagram



Facebook



YouTube
チャンネル

標茶町地域おこし協力隊
SNSで情報発信中！

き特産品の販売を行いました。また、標茶高校課題探究環境ゼミガイド班の生徒が実際にノロッコ号に乗車して、乗客の皆さんに釧路湿原や標茶町についてのガイドを行ったり、高校が作製したエゾシカレザーアクセサリーの販売などをしてもらいました。

今後は冬に「SL冬の湿原号」が運行予定です。引き続き観光列車のおもてなしや情報の発信に努めていきたいと思っています。

YouTube「北海道

標茶町地域おこしチャンネ

ル」の登録もよろしく願

います。

住宅火災を防ぐポイント

- 火を付けたまま、ほかの作業をするのはやめましょう。
- 周りに燃えやすい物は置かないようにしましょう。
- 防災エプロンやアームカバーを着用しましょう。



こんろ

- 布団やベッドに寝たままタバコを吸うことはやめましょう。
- 灰皿に吸い殻をためないようにしましょう。
- 飲酒→喫煙→うたた寝に注意しましょう。



たばこ

- ストーブの近くに燃えやすい物を置いたり、ストーブの上に洗濯物を干すことはやめましょう。
- ストーブはスイッチを切ってから給油をしましょう。
- 定期的に清掃し、異音・異臭などした場合は使用を中止し、専門業者へ点検を依頼しましょう。



ストーブ

消防だより

標茶消防署 ☎485-2021

ホームページ

<http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~sfsma/>



身近なところに火災の危険！！

これからの季節は気温が下がり、暖房器具を使う機会が増えてきます。

全国の住宅火災における出火原因を見ると、家庭内の身近な物から火災が発生しています。

いま一度、家庭内での火災予防について考えましょう！

令和2年1～12月
住宅火災10,468件の内訳

1位 こんろ 1,797件
2位 たばこ 1,290件
3位 ストーブ 794件